

既存不適格事項 一覧表

エレベーター／エスカレーター／小荷物専用昇降機

◆ 検査結果表No.欄に示す番号はロープ式エレベーター、*印は油圧エレベーターの検査項目の番号を示す。

Table with 4 columns: 検査結果表No., 検査項目(検査事項), 既存不適格事項, 改善措置の内容. It lists various inspection items for elevators, such as door safety, lighting, emergency devices, and structural requirements, with corresponding non-compliance codes and improvement measures.

◆ 検査結果表No.欄に示す番号はロープ式エレベーター、* 印は油圧エレベーターの検査項目の番号を示す。

検査結果表No.	検査項目(検査事項)	既存不適格事項	改善措置の内容
4(5)	■頂部綱車 (取付けの状況) 基準法令(施行年月日):平 25 国令第 1047 号第一号、第二号、第三号(平成 26 年 4 月 1 日)	a 頂部綱車が(平 25 国令第 1047 号)に適合しない	■頂部綱車が(平 25 国令第 1047 号)に適合するように改善を要します
4(7) *4(10)	■かごの非常救出口 (構造及び設置の状況(救出口のロック装置の取付け、スイッチ取付け、天井救出口と側部救出口の関係)) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 6 第一号、第四号(昭和 46 年 1 月 1 日)、平 20 国令第 1455 号第 1 号第二号(平 12 建告 1413 号第 1 第一号イ 天井救出口のないエレベーターを規定)(平成 21 年 9 月 28 日)	a 非常救出口のスイッチなし b 非常救出口のロック装置なし c 天井救出口 及び 側部救出口両方がある	■かご内の人を安全にかご外に救出するために スイッチ 及び ロック装置の取付けを要します
4(10) *4(12)	■ガイドレール及びレールブラケット (取付けの状況) 基準法令(施行年月日):平 25 国令第 1047 号第一号、第二号、第三号(平成 26 年 4 月 1 日)	a ガイドレール及びレールブラケットが(平 25 国令第 1047 号)に適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットが(平 25 国令第 1047 号)に適合するように改善を要します
4(11) *4(13)	■施錠装置 (ロック機構(保合の寸法 7mm 以上)、施錠された状態を保持する力が減少しないもの) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 7 第三号、平 20 国令第 1447 号第二号、第四号、第六号(平成 21 年 9 月 28 日)、平 20 国令第 1447 号第三号(平成 24 年 8 月 1 日)	a 施錠装置の係合部分の寸法が 7mm 未満である b 煙感知器の点検口のスイッチなし	■施錠装置の係合部分の寸法を 7mm 以上に改善を要します ■ 煙感知器の点検口のスイッチ取付け等に改善を要します
4(12) *4(14)	■昇降路における壁又は囲い (自動閉鎖又は施錠装置の作動の状況) 基準法令(施行年月日):平 20 国令第 1454 号第一号二(平成 24 年 6 月 7 日)	a 戸を自動的に施錠する機能を有する構造となっていない	■戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置への改善を要します
4(13) *4(15)	■乗り場の戸及び敷居 (戸及び敷居の構造及び設置の状況) (兼用及び複合用エレ昇降路戸(引き戸)、戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況) 基準法令(施行年月日):平 20 国 1454 号第六号(平成 22 年 9 月 28 日)、第 1454 号第七号、第八号(平成 21 年 9 月 28 日)	a 乗用、複合用エレベーターの昇降路の戸が引き戸でない b 昇降路の戸 相互間 及び 敷居間のすき間が 6mm を超える	■昇降路の戸を引き戸に交換することを要します ■昇降路の戸 相互間 及び 敷居間のすき間が 6mm 以下(上げ戸、下げ戸 又は 上下戸である場合は 9.5mm 以下)に改善を要します
4(14) *4(16)	■昇降路内の耐震対策 (かご、釣合おりの脱レール防止等、ロープガイド等の状況、ガイドレールとのかかり状況、突出物の状況) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 4 第 3 項第三号、第四号、令第 129 条の 7 第五号(昭和 56 年 6 月 1 日)平 20 国 1494 号、平 20 国 1495 号、平 20 国 1498 号(平成 21 年 9 月 28 日)	a かご、つり合いおりの脱レール防止装置なし b ガイドレールとのかかり代が不足 c ロープガード等なし 又は 寸法が基準を満たしていない d 調速機ロープ、移動ケーブル、つり合いロープ(鎖)等の突出物に対する保護装置なし	■脱レール防止装置の取付けを要します ■ガイドレールとのかかり代の改善を要します ■ロープガードの取付け 又は 設置寸法が基準を満たすことを要します ■保護金網、保護線、プロテクター、テープガイド取付け等の改善を要します
4(16)	■釣合おりの各部 (釣合おり枠の状況、釣合おり片の脱落防止処置の状況) 基準法令(施行年月日):平 25 国令第 1048 号(平成 26 年 4 月 1 日)	a 釣合おり枠が(平 25 国令第 1048 号)に適合しない	■釣合おり枠が(平 25 国令第 1048 号)に適合するように改善を要します
5(3) *5(3)	■乗場の戸の遮煙構造 (停電時の戸閉機能、戸閉時間) 基準法令(施行年月日):昭 48 建告示第 2563 号第 1 第一号(平成 14 年 6 月 1 日)	a 乗場戸遮煙構造なし	■建築物側 又は 乗場戸を遮煙構造へ改善を要します
6(12) *6(11)	■ビット内の耐震対策 (かご下綱車、釣合ロープ、調速機ロープの外れ止め等、ロープガード等の状況、ガイドレールとのかかりの状況、突出物の状況) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 7 第五号、20 国 1494 号、平 20 国 1495 号、平 20 国 1498 号(昭和 56 年 6 月 1 日)、令第 129 条の 4 第 3 項第三号、第四号(平成 21 年 9 月 28 日)	a ロープガード等なし 又は 寸法が基準を満たしていない b ガイドレールとのかかり代が不足 c 突出物への保護措置なし	■ロープガードの取付け 又は 設置寸法が基準を満たすことを要します ■ガイドレールとのかかり代の改善を要します ■突出物への保護装置取付けの改善を要します

◆ 検査結果表No.欄に示す番号はエスカレーターの検査項目の番号を示す。

検査結果表No.	検査項目(検査事項)	既存不適格事項	改善措置の内容
3(6)	■階段鎖、ベルト又は階段相互のすき間 (階段と階段のすき間) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 12 第 1 項第一号、平 12 建告第 1417 号第 1 第一号、第二号(平成 12 年 6 月 1 日)	a 階段相互のすき間 (5mm を超える)	■階段相互のすき間調整(5mm 以下)に改善を要します
3(7)	■スカートガード (階段とスカートガードのすき間) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 12 第 1 項第一号、平 12 建告第 1417 号第 1 第一号、第二号(平成 12 年 6 月 1 日)	a 階段とスカートガードのすき間 (5mm を超える)	■階段とスカートガードのすき間調整(5mm 以下)に改善を要します
4(1)	■インレットスイッチ (手すり入り込み口スイッチの取付け) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 12 第 5 項、平 12 建告第 1424 号第二号ホ(昭和 56 年 6 月 1 日)	a インレットスイッチなし	■インレットスイッチの取付けを要します (手すり入り込み口に異物が引き込まれたとき、運転を停止)
4(3)	■スカートガードスイッチ (階段側面とスカートガードとの間に強く挟まった場合に運転を停止) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 12 第 5 項、平 12 建告第 1424 号第二号ニ(昭和 56 年 6 月 1 日)	a スカートガードスイッチなし	■スカートガードスイッチの取付けを要します
5(1)	■交差部固定保護板 (三角部保護板の取付け及び固定) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 12 第 1 項第一号、平 12 建告第 1417 号第 1 第三号(平成 12 年 6 月 1 日)	a 交差部固定保護板なし	■交差部固定保護板の取付けを要します 【交差部固定保護板の規定】イ. 交差部の下面に設けること ロ. 端は厚さ 6mm 以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に 20cm 以下の高さまで届く長さの構造とすること

◆ 検査結果表No.欄に示す番号は小荷物専用昇降機の検査項目の番号を示す。

検査結果表No.	検査項目(検査事項)	既存不適格事項	改善措置の内容
4(1)	■昇降路における壁又は囲い (開口部の高さ又は施錠装置の作動の状況) 基準法令(施行年月日):平 20 国令第 1446 号第一号二(平成 24 年 6 月 7 日)	a 戸を自動的に施錠する機能を有する構造となっていない	■戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置への改善を要します
4(6)	■ドアロック (作動の状況) 基準法令(施行年月日):令第 129 条の 13 第四号(平成 12 年 6 月 1 日)	a ドアロック装置なし (フロアタイプのみ)	■ドアロック装置の取付けを要します